

市区町村別集計項目(推進体制等)

沖縄県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)								
							語問機関の有無	有		無	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
								条例名称	公布日(西暦)								施行日(西暦)	有
						17	16	18			22							
47	201	那覇市	平和交流・男女参画課	1	2	1	1	那覇市男女共同参画推進条例	2005年3月30日	2005年4月1日	0	第4次那覇市男女共同参画計画(なほ男女平等推進プラン)	2019年12月	～	2028年3月	1	1	
47	205	宜野湾市	市民協働課	1	2	1	1	宜野湾市男女共同参画推進条例	2021年3月26日	2021年7月1日	0	第3次宜野湾市男女共同参画計画 はごろもふらん(改定版)	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
47	207	石垣市	平和協働推進課	1	2	1	1	石垣市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年6月1日	0	第3次石垣市男女共同参画計画(改定版)	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
47	208	浦添市	市民協働・男女共同参画課	1	2	1	1	浦添市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年4月1日	0	第3次浦添市男女共同参画行動計画～てだて男女プラン～	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
47	209	名護市	地域力推進課	1	2	1	1	名護市男女共同参画推進条例	2011年12月22日	2012年4月1日	0	第2次名護市男女共同参画計画あい愛プラン	2014年4月	～	2024年3月	1	1	
47	210	糸満市	企画部政策推進課	1	2	1	1	糸満市男女共同参画社会推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日	0	第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんのVIVOプラン～	2022年4月	～	2031年3月	1	1	
47	211	沖縄市	平和・男女共同課	1	2	1	1	沖縄市男女共同参画推進条例	2011年12月21日	2011年12月21日	0	第2次沖縄市男女共同参画計画(改定版)～ひと・きらめきプラン～	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
47	212	豊見城市	市民部協働のまち推進課	1	2	1	1	豊見城市男女共同参画推進条例	2012年12月28日	2013年4月1日	0	第3次男女共同参画プラン	2019年4月	～	2029年3月	1	1	
47	213	うるま市	共生推進室	1	2	1	1	うるま市男女共同参画推進条例	2013年12月24日	2014年4月1日	0	第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま基プラン～	2019年4月	～	2029年3月	1	1	
47	214	宮古島市	企画政策部 働く女性の家	1	2	1	1	宮古島市男女共同参画推進条例	2018年3月29日	2018年4月1日	0	第4次宮古島市男女共同参画 ういずプラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
47	215	南城市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南城市男女共同参画推進条例	2016年9月23日	2016年11月1日	0	(第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～)	2018年4月	～	2028年3月	1	0	
											0	(第5次国頭村総合計画)	2022年4月	～	2031年3月	0	0	
											0						0	
											0						0	
											0						0	
											2	(第4次本部町総合計画)	2016年3月	～	2025年3月	0	0	
47	311	恩納村	総務課	1	2	0	0	恩納村男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年3月23日	0							1
47	313	宜野座村	総務課	1	2	1	1	宜野座村男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日	0	第2次宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざりっかプラン～	2022年4月	～	2032年3月	1	1	
47	314	金武町	総務課	1	2	0	0				2							0
47	315	伊江村	総務課	1	1	0	0				0							0
47	324	読谷村	企画政策課	1	2	1	1				2							1
47	325	嘉手納町	企画財政課	1	2	0	0				3							0
47	326	北谷町	町長室	1	2	1	1	北谷町男女共同参画推進条例	2016年3月31日	2016年4月1日	0	第三次北谷町男女共同参画推進計画～ちやたんハニープラン～	2022年4月	～	2032年3月	1	1	
47	327	北中城村	総務課	1	2	0	0				0	(北中城村第四次総合計画)	2022年4月	～	2024年3月	0	0	
47	328	中城村	総務課	1	2	0	0				0	(中城村第四次総合計画)	2017年4月	～	2023年3月	0	0	
47	329	西原町	総務部 企画財政課	1	2	1	1	西原町男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日	0	第三次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)	2013年4月1日	～	2023年3月31日	0	1	
47	348	与那原町	総務課	1	1	0	0				0							0
47	350	南風原町	企画財政課	1	2	1	0	南風原町男女共同参画推進条例	2022年3月31日	2022年4月1日	0	第三次南風原町男女共同参画計画	2022年4月	～	2031年3月	1	1	
47	353	渡嘉敷村	総務課	1	2	0	0				0	(渡嘉敷村第4次総合計画)	2013年4月	～	2023年3月	0	0	
47	354	座間味村	住民課	1	2	0	0				0							0
47	355	粟国村	総務課	1	2	0	0				2							0
47	356	渡名喜村	総務課	1	2	0	0				2							0
47	357	南大東村	総務課	1	2	0	0				0							0
47	358	北大東村	総務課	1	2	0	0				0							0
47	359	伊平屋村	総務課	1	2	0	0				0							0
47	360	伊是名村	総務課	1	2	0	0				0							1
47	361	久米島町	総務課	1	2	0	0	久米島町男女共同参画推進条例	2019年7月1日	2019年7月1日	0	久米島町男女共同参画推進計画	2019年4月	～	2030年3月	1	1	
47	362	八重瀬町	総務課	1	2	0	0				2							1
47	375	多良間村	総務財政課	1	2	0	0				0							0
47	381	竹富町	政策推進課	1	2	0	0	竹富町男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日	0	竹富町男女共同参画推進プラン～ばいぬ島"ウィンウィン"プラン～	2013年4月1日	～	2023年3月	0	1	
47	382	与那国町	長寿福祉課	1	2	0	0				0							0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 語問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	直営	指定管理者
			6							3	3	5	1	0	6	0	0
47	201	那覇市	なは女性センター	なは女性センター	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階 Aコア	098-951-3203	098-951-3204	http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html		○	○				○	
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	めぶき	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22号	098-896-1215	098-896-1219	https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/mebuki/index.html	○		○				○	
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	ふくふく	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22-2号	098-896-1616	098-896-1219	https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/fukufuku/index.html	○		○				○	
47	207	石垣市															
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	浦添市ハーモニーセンター	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目3番5号	098-874-5711	098-874-5890	http://www.city.urasoe.lg.jp	○		○				○	
47	209	名護市															
47	210	糸満市															
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター		904-0003	沖縄市住吉1-14-29 3階	098-937-0170	098-937-0175	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jinkendanjo/danjokuyoudou/sankakucenter/index.html		○	○				○	
47	212	豊見城市															
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター		904-2214	うるま市安慶名一丁目8番1号 健康福祉センターうるま3階	098-973-8927	098-979-7340	https://www.city.uruma.lg.jp		○		○			○	
47	214	宮古島市															
47	215	南城市															
47	301	国頭村															
47	302	大宜味村															
47	303	東村															
47	306	今帰仁村															
47	308	本部町															
47	311	恩納村															
47	313	宜野座村															
47	314	金武町															
47	315	伊江村															
47	324	読谷村															
47	325	嘉手納町															
47	326	北谷町															
47	327	北中城村															
47	328	中城村															
47	329	西原町															
47	348	与那原町															
47	350	南風原町															
47	353	渡嘉敷村															
47	354	座間味村															
47	355	粟国村															
47	356	渡名喜村															
47	357	南大東村															
47	358	北大東村															
47	359	伊平屋村															
47	360	伊是名村															
47	361	久米島町															
47	362	八重瀬町															
47	375	多良間村															
47	381	竹富町															
47	382	与那国町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			6															
47	201	那覇市	なは女性センター	1996年10月1日	3	7	2,475	○	○	○	○	○	○					那覇市パートナーシップ登録
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	2003年4月1日	0	4	8,433	○		○	○		○					
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	2014年5月21日	0	0	5,983	○	○		○			○				
47	207	石垣市			0	0	0											
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	2018年4月1日	5	6	1,852	○	○	○	○							沖縄県女性の翼海外・国内セミナー参加者に対する補助事業
47	209	名護市			0	0	0											
47	210	糸満市			0	0	0											
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	2011年1月1日	2	1	2,981	○	○	○	○		○					
47	212	豊見城市			0	0	0											
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター	2017年4月1日	4	0	2,826	○	○		○		○					
47	214	宮古島市			0	0	0											
47	215	南城市			0	0	0											
47	301	国頭村			0	0	0											
47	302	大宜味村			0	0	0											
47	303	東村			0	0	0											
47	306	今帰仁村			0	0	0											
47	308	本部町			0	0	0											
47	311	恩納村			0	0	0											
47	313	宜野座村			0	0	0											
47	314	金武町			0	0	0											
47	315	伊江村			0	0	0											
47	324	読谷村			0	0	0											
47	325	嘉手納町			0	0	0											
47	326	北谷町			0	0	0											
47	327	北中城村			0	0	0											
47	328	中城村			0	0	0											
47	329	西原町			0	0	0											
47	348	与那原町			0	0	0											
47	350	南風原町			0	0	0											
47	353	渡嘉敷村			0	0	0											
47	354	座間味村			0	0	0											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
47	355	栗国村			0	0	0										
47	356	渡名喜村			0	0	0										
47	357	南大東村			0	0	0										
47	358	北大東村			0	0	0										
47	359	伊平屋村			0	0	0										
47	360	伊是名村			0	0	0										
47	361	久米島町			0	0	0										
47	362	八重瀬町			0	0	0										
47	375	多良間村			0	0	0										
47	381	竹富町			0	0	0										
47	382	与那国町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

沖縄県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言		首長、自治会長等の状況															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			6			11	1	9.1	13	2	15.4	30	0	0.0	28	1	3.6	1,098	147	13.4
47	201	那覇市	1998年9月28日	なは男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								151	18	11.9
47	205	宜野湾市	2010年1月30日	共に輝く「わたくし」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0								23	6	26.1
47	207	石垣市	2007年11月25日	みーどろん(女)とびぎどろん(男)でつむぐ男女共同参画都市ーいしがき宣言	4	1	0.0	1	0	0.0								41	1	2.4
47	208	浦添市				1	0	0.0	1	1	100.0							41	6	14.6
47	209	名護市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	2	3.6
47	210	糸満市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	11	15.1
47	211	沖縄市				1	0	0.0	2	1	50.0							37	10	27.0
47	212	豊見城市	2014年2月9日	豊見城市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								48	1	2.1
47	213	うるま市	2013年1月26日	うるま市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								63	13	20.6
47	214	宮古島市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	22	19.8
47	215	南城市	2017年2月5日	南城市男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0								71	10	14.1
47	301	国頭村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
47	302	大宜味村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	2	11.8
47	303	東村										1	0	0.0	0	0		6	2	33.3
47	306	今帰仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	3	15.8
47	308	本部町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
47	311	恩納村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
47	313	宜野座村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
47	314	金武町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	315	伊江村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
47	324	読谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
47	325	嘉手納町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	326	北谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	4	36.4
47	327	北中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	3	21.4
47	328	中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	8	38.1
47	329	西原町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	5	15.6
47	348	与那原町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
47	350	南風原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	5	25.0
47	353	渡嘉敷村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	354	座間味村										1	0	0.0	1	1	100.0	5	2	40.0
47	355	粟国村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	356	渡名喜村										1	0	0.0	0	0		0	0	
47	357	南大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	358	北大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3
47	359	伊平屋村				0						1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	360	伊是名村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	361	久米島町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
47	362	八重瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	3	8.8
47	375	多良間村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
47	381	竹富町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8
47	382	与那国町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値				目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			657	515	6,281	2,018	32.1		620	536	6,458	2,000	31.0	187	106	891	158	17.7	351	31	8.8	462	37	8.0							
47	201	那覇市	男女いずれか一方の委員の割合が40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにする		59	54	581	221	38.0	行政委員会、法律又は条例に基づき設置される附属機関、規則、要綱等に基づき設置される委員会等、その他各部又は課内に設置される検討会・研究会等	53	52	554	218	39.4	6	2	27	3	11.1				1		1		1				
47	205	宜野湾市	2025年3月までに40~60%		45	36	473	153	32.3	「法律」、「条例」により調停、審査、諮問または調査を行わせるため設置した付属機関や「規則」、「要綱」により設置された協議会等	45	36	473	153	32.3	4	2	13	3	23.1	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1	
47	207	石垣市	35.0	2026年3月	44	42	605	163	26.9	条例、規則等により設置されている会議等	33	33	478	125	26.2	5	4	48	8	16.7				1		1		1				
47	208	浦添市	40%以上~男女ほぼ同数	2026年3月	53	41	513	181	35.3	〇地方自治法第180条の5に基づく行政委員会〇地方自治法第202条の3に基づく附属機関〇その他、市民又は学識経験者で構成され、市の事務事業について審査及び調査等を行うため規則、規定、要項等により市長その他の執行機関に設置される審査会・委員会等(浦添市新議会等への女性委員の登用促進規定第2条に基づく)	40	34	394	122	31.0	4	2	14	2	14.3				1		1		1				
47	209	名護市	40.0	2024年3月	31	29	255	72	28.2	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会等	26	25	217	67	30.9	5	4	38	5	13.2	0	0	0	0	0	0	1		1		1	
47	210	糸満市	30.0	2023年3月	16	13	172	49	28.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	15	13	170	49	28.8	5	2	26	6	23.1				32	3	9.4	1		2	2022年2月1日	2	2022年2月1日
47	211	沖縄市	35.0	2023年3月	54	44	636	202	31.8	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇話会・会議等、要綱等により設置されている懇話会・会議等	36	31	461	152	33.0	5	3	29	5	17.2				2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	1				
47	212	豊見城市	35.0	2028年4月	29	25	240	79	32.9	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づく附属機関並びに同法第180条の5の規定に基づく委員会	25	23	224	77	34.4	5	3	22	5	22.7	0	0		0	0	1		1		1		
47	213	うるま市	34.0	2027年3月	27	21	326	110	33.7	法律又は政令により設置されている審議会等及び条例、規則、要綱等により設置されている審議会、会議等	27	21	326	110	33.7	5	2	47	6	12.8				1		1		1				
47	214	宮古島市	35.0	2026年3月	27	21	344	110	32.0	法令または条例規則の定めるところによる。	20	17	259	99	38.2	4	1	13	2	15.4	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
47	215	南城市	35.0	2028年3月	60	32	346	122	35.3	地方自治法第180条の5、第202条の3、南城市条例、規則等により設置されている委員会	12	11	101	36	35.6	5	4	24	7	29.2	0	0		0	0	1		1		1		
47	301	国頭村									7	5	57	16	28.1	4	3	14	4	28.6	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
47	302	大宜味村									10	7	97	18	18.6	5	3	18	4	22.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
47	303	東村									5	3	40	5	12.5	5	3	19	4	21.1	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
47	306	今帰仁村									11	10	112	32	28.6	5	4	21	7	33.3						1		1		1		
47	308	本部町									15	15	133	35	26.3	5	2	19	3	15.8	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
47	311	恩納村									6	5	53	11	20.8	5	3	22	4	18.2	0	0		0	0	1		1		1		
47	313	宜野座村	30.0	2032年3月	12	7	112	20	17.9	法律又は政令、村条例に基づき設置されている審議会等(任期切れを除く)	12	7	112	20	17.9	5	2	25	2	8.0	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
47	314	金武町									1	0	16	0	0.0	5	3	21	3	14.3	16	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
47	315	伊江村									13	11	116	21	18.1	5	3	21	4	19.0	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
47	324	読谷村									22	19	224	66	29.5	5	3	24	3	12.5	8	2	25.0	20	3	15.0	1		1		1	
47	325	嘉手納町									18	18	161	64	39.8	4	3	12	3	25.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
47	326	北谷町	40.0	2022年3月	34	32	370	150	40.5	地方自治法第202条の3に基づくもののほか、町民または学識経験者で構成され、審査、調査等を行うため条例、規則、要綱等により設置される審査会や委員会等(地方自治法第180条の5に基づく委員会等を含む。)	24	23	253	114	45.1	4	3	13	4	30.8				20	1	5.0	1		1		1	
47	327	北中城村	37.0	2024年3月	49	26	291	108	37.1	村で定める各種審議会及び委員会等	10	9	81	34	42.0	5	3	22	4	18.2				2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	
47	328	中城村	35.0	2022年3月	9	6	94	11	11.7	村内で定める各種審議会等	9	6	95	11	11.6	5	2	20	2	10.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
47	329	西原町	目標達成期限無し、目標値40%		27	25	213	80	37.6	法律により設置されている審議会等または条例、規則により設置されている審議会等	27	25	213	80	37.6	5	4	31	7	22.6				1		1		1		1		
47	348	与那原町	30.0	2024年3月	20	13	156	41	26.3	法律又は政令により設置されている審議会等及び条例等により設置されている会議等	11	10	90	20	22.2	5	3	20	4	20.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
47	350	南風原町	50.0	2031年3月	38	32	327	115	35.2	全ての審議会(任期切れを除く)	22	19	175	57	32.6	5	2	24	3	12.5				1		1		1		1		
47	353	渡嘉敷村									5	3	32	3	9.4	4	1	12	2	16.7	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
47	354	座間味村									1	1	5	1	20.0	5	3	17	3	17.6				1		1		1		1		
47	355	粟国村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0					1		1		1		1		
47	356	渡名喜村									5	2	40	2	5.0	5	2	17	2	11.8	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
47	357	南大東村									10	9	97	12	12.4	6	3	35	5	14.3	16	1	6.3	17	1	5.9	2	2021年6月14日	2	2022年6月14日	2	2022年6月14日
47	358	北大東村									0	0	0	0	0.0	4	2	13	3	23.1				1		1		1		1		

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の繰越について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつける。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
							1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。														
		議会名																		
		22		33	0	22			0			24	21	22	22	23	20			
		1		2	16	11			33			4	5	7	7	8	4			
		1		3	9				0			3	3	3	3	3	3			
		16		4の合計	1	8						8	10	7	7	5	11			
47	201	那覇市	1	那覇市議員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員(一般職の職員及び任期付採用職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めるときに、その改氏によって生ずるおそれのある職歴上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	那覇市議会	1	2	1	那覇市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第3条 第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2										
47	205	宜野湾市	1	宜野湾市職員旧姓等使用取扱要綱 第1条 この要綱は、宜野湾市職員(以下「職員」という。)が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏名以外の氏名を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	宜野湾市議会	1	2	1	宜野湾市議会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										

都 市 区 府 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
		議員の出産を欠席事由と 明記した規定(産休を 含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、 取得することが可 知な休業期間と、次の うちどれか。	問1で1.を選択した場 合、取得することが可 知な休業期間と、次の うちどれか。	問1で1.を選択した場 合、取得することが可 知な休業期間と、次の うちどれか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問5で1.を選択した場合、休業期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくだ さい。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	上記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例												
47-213	うるま市	うるま市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する おそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準 に該当するものとする。 (1) 職員の職務内容で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の 同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を 確認でき、旧姓の使用を原因とする後争のおそれのないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法 律関係を生じさせるおそれのないもの 2次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づ く事務処理等に及ぼす影響の大きいもの (2) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づ く事務処理等に及ぼす影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的にも大きな影響を及ぼすおそれがあるもの 3 前項に掲げるいずれの基準にも該当しないと考えられる文書等については、職務 遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、任命権者が旧姓使用の可否を決定す る。	うるま市議会	1	2	1			2				1	1	1	1	1	4	
47-214	宮古島市	宮古島市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、議員が婚嫁等により戸籍上の氏の変更を行った後も引き続き持 続等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとし とする。	宮古島市議会	1	4	1		[欠席の届出]第2条2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
47-215	南城市	南城市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁結その他の事由により氏を改めることによる不利 益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するため、南城市議員(以下「職 員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を 職務において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	南城市議会	1	2	1		南城市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他 のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時 刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日まで の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。		2				1	1	1	1	1	1
47-301	国頭村		国頭村議会	1	2	1		国頭村議会会議規則 第2条2項 議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
47-302	大宜味村		大宜味村議会	1	3	1		大宜味村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻 までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
47-303	東村		東村議会	1	2	1		東村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他 のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻 までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日 の前日に出産できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前 日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 町 村	市 区 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
コ ー ド 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
47-306	今帰仁村	1		1	2	1	今帰仁村議会会議規則		2							
47-308	本部町	1	本部町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するため、本部町職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時及び非常勤の職員を除く。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申出なければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員にすみやかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中申出書(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる文書等) 第6条 旧姓使用のできる文書、名札その他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の氏名及び旧姓使用のできる文書等は、別表に掲げるものとする。 (職員の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民及び職場において職務や取組を妨げないように努めなければならない。 (雑則) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。	本部町議会	1	3	1	本部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期開時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
47-311	黒納村	4		2			宜野座村議会会議規則									
47-313	宜野座村	1	宜野座村職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この規程は、宜野座村職員(一般の職員、嘱託職員及び臨時職員という。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	宜野座村議会	1	2	1	宜野座村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期開時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
47-314	金武町	4		1	2	1	金武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期開時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
47-315	摩訶村	4		1	3	2	読谷村議会会議規則		2							
47-324	読谷村	4		1	3	1	読谷村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
47-325	高平納町	4		1	2	1	高平納町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期開時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
47	326	北谷町	北谷町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、北谷町の一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。 (承認の通知) 第3条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認書(第2号様式)により、当該職員に速やかに通知するものとする。 2. 任命権者は、前項の規定により通知をしたときは、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に承認の有無を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止書(第4号様式)を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書、名刺その他の記載を定するもの(以下「文書等」という。)の取扱い及び旧姓を使用することができない文書等の取扱いは、前条に掲げるとおりとする。 (職員の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民、職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が定める。	北谷町議会	1	3	1		2	1	1	1	1	1	1
47	327	北中城村	北中城村旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北中城村の一般職の職員及び会計年度任用職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。	北中城村議会	1	4	2		2	2	2	2	2	2	2
47	328	中城村	西原町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものである。	中城村議会	1	4	2		2	3	3	3	3	3	3
47	329	西原町	西原町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものである。	西原町議会	1	3	1		2	1	1	1	1	1	1
47	348	鳥居原町	鳥居原町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものである。	鳥居原町議会	1	4	2		2	2	2	2	2	2	1

都 市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
		議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
47-355 栗園村	1	栗園村議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、栗園村議員(以下「議員」という。)が在職中に結婚、妻子縁故その他の事由(以下この条において「結婚等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も引き続き結婚等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により所属長を届出して任命権者に届けなければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の届出があった場合、職務実行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2. 任命権者は、前項の通知を行ったときは、その旨を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に登録するものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書及びテープ(以下「文書等」という。))は、法令等に抵触する旨を認め、かつ、職務実行上支障がないと認められ、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2. 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 (人事異動等の場合の取扱い) 第6条 任命権者は、旧姓使用職員台帳に登録した職員を人事異動により他の任命権者の管轄へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(様式第4号)により通知するものとする。同一任命権者の事務管内で配置替えしたときも、同様とする。 2. 他の任命権者から前項の通知を受けた場合は、第3条第1項に規定する届出があったものとみなす。 (旧姓使用等者の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に村民及び職員に騒音や混乱等が生じないように努めなければならない。 2. 所属長は、所属職員の旧姓使用については、その適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用中止の届出) 第8条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)により所属長を届出し、任命権者に届けなければならない。 2. 任命権者は、前項の届出があった場合は、旧姓使用職員台帳にその旨を記載するものとする。 3. 第1項の規定により旧姓使用の中止を届け出た職員は、特段の理由なく再び旧姓使用の届出をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の運用除外) 第9条 他地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成29年10月20日から施行する。	栗園村議会	1	4	2		2	4	4	4	4	4	4
47-356 蓬来里村	4			3		2		2				2	2	
47-357 南大里村	4											2	2	
47-358 北大里村	4			3								4	4	
47-359 伊豆里村	0			0		0		0				0	0	

